

平成 31 年 1 月 25 日
九州管区行政評価局**「公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査」の実施
－ 九州 7 県の全労働局、公共職業安定所を対象に実態を調査 －**

総務省九州管区行政評価局(局長 吉武 久)は、当局に寄せられた行政相談を契機とした、行政運営の改善に向けた調査を実施します。

失業中の公共職業訓練受講者から、「家庭の事情でやむを得ず訓練を欠席したが、欠席日について、生活の安定のため支給される手当が支給されないことに納得がいかない」との行政相談がありました(※この行政相談案件は、手当が支給されることとなりました。)

- 厚生労働省は、公共職業訓練を欠席した場合であっても、疾病、一定の範囲内での忌引、求人者との面接等の「社会通念上やむを得ない理由」に該当する場合、及びこれらに「準ずるもの」の場合は手当を支給することとしています。

しかし、「社会通念上やむを得ない理由」として列挙されている例は少なくとも 30 年以上見直されておらず、また、「準ずるもの」の判断が公共職業安定所長によってまちまちとなっているおそれがあります。

- 高齢者を抱える世帯やひとり親世帯が増加するなど変化してきた労働者のさまざまな生活環境の中で、「第 10 次職業能力開発基本計画」(平成 28 年 4 月 28 日厚生労働省策定)では「女性、若者、中高年齢者、障害者等、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる『全員参加の社会』の実現加速に向け、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することによって、一人一人の能力の底上げを図っていくことが重要」としています。

- このような国の方針も踏まえつつ、労働の意思と能力のある者に対し生活の安定等のために支給される手当のうち、公共職業訓練をやむを得ず欠席した受講者に対する手当支給の妥当性・公平性を確保する観点から、調査を実施するものです。

調査対象機関:

九州 7 県の全労働局、公共職業安定所
調査実施期間:

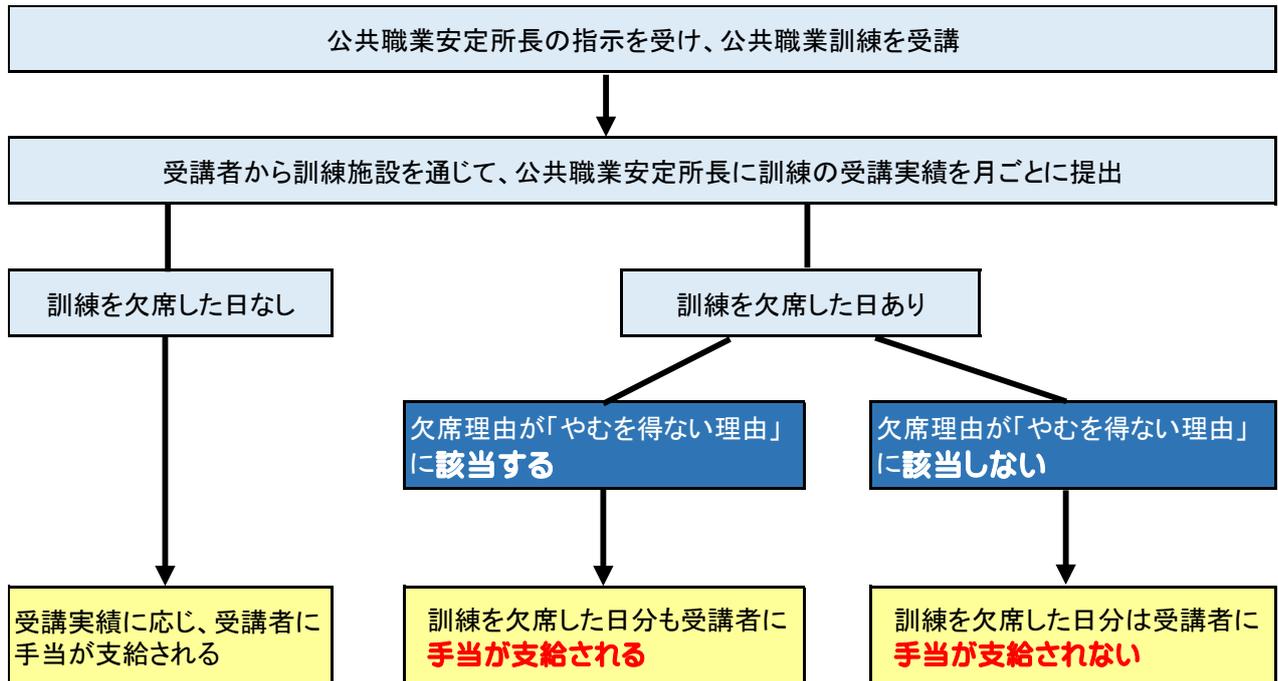
平成 30 年 12 月～31 年 3 月(予定)

本件照会先

総務省九州管区行政評価局
評価監視部 第 2 評価監視官 山田 明彦
電話:092-431-7092(直通)
メール:ksy21@soumu.go.jp

【参考】

○ 公共職業訓練の受講者に対する手当の支給



(注) 厚生労働省の資料を基に当局が作成

○ 厚生労働省が定める「やむを得ない理由」

「列挙」

- ① 天災
- ② 疾病又は負傷
- ③ 親族や親族の配偶者の傷病について看護を必要とする場合
- ④ 親族や親族の配偶者の危篤又は忌引
- ⑤ 親族の命日の法事
- ⑥ 本人の婚姻の場合又は親族の婚姻のための儀式に出席する場合
- ⑦ 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等への出席
- ⑧ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- ⑨ 各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合
- ⑩ 訓練施設の行事又は訓練上の理由による訓練の停止
- ⑪ 就職試験、求人者との面接等

「準ずる」

- ⑫ 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの

(注) 1 雇用保険に関する業務取扱要領(厚生労働省職業安定局雇用保険課)を基に当局が作成

2 雇用保険に関する業務取扱要領には、上記③～⑥については親族の範囲を、上記④については日数を、それぞれ具体的に記載